

第 77 号 議 案

長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 6 月 17 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例

(長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

(市町村が処理する事務の範囲等)

第 2 条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。

部局	事務		市町村
略			
水産部関係	1	<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> （昭和25年法律第137号）第26条の規定による港勢調査等の各種調査及び資料の作成並びに漁港の施設の軽微な維持補修及び港内の清掃に関すること。	略
	2	略	
略			

改正前

(市町村が処理する事務の範囲等)

第 2 条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。

部局	事務		市町村
略			
水産部関係	1	<u>漁港漁場整備法</u> （昭和25年法律第137号）第26条の規定による港勢調査等の各種調査及び資料の作成並びに漁港の施設の軽微な維持補修及び港内の清掃に関すること。	略
	2	略	
略			

(長崎県海域管理条例の一部改正)

第2条 長崎県海域管理条例（平成16年長崎県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において「海域」とは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第3条第2項第2号の公共用財産のうち、海面（海面下の土地を含む。）で次に掲げる区域以外の区域にあるものをいう。 (1) 略 (2) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域 (3) 略	（定義） 第2条 この条例において「海域」とは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第3条第2項第2号の公共用財産のうち、海面（海面下の土地を含む。）で次に掲げる区域以外の区域にあるものをいう。 (1) 略 (2) <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域 (3) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。